

令和6年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

No	取組内容	令和6年度の目標	目標達成のための手順	
1	業務量の調整	働きやすい職場環境づくりの推進	1 職場環境改善 1)業務量に応じた看護職員の配置の検討と実施をする。 2)各部署における心理的安全性を高めるための取組と成果を共有する。 3)業務改善を検討、試行、評価を行う。 2 委員会や会議の効果的な運営 1)委員会や会議の参加者及び時間の工夫 2)会議録作成に伴う時間確保の共有や検討	
2	看護職員と多職種との業務分担	患者総合サポートセンター	入退院支援の推進	1)病棟と入院センターにおいて連携できる業務内容を検討する。 2)退院支援に向けて検討する場として「看護部退院支援ワーキング」を設置する。 3)病棟での退院支援に関する課題抽出と対策の検討を行う。 4)各職種の専門性を考慮した多職種カンファレンスの運営状況を共有する。
		薬剤部	病棟薬剤師との連携強化	1)定例会を実施し、現場での問題を共有し課題解決の取り組みを行う。 2)新たに取り組んだ内容については、定期的に評価し必要に応じて改善する。 3)病棟薬剤師が配置される部署との情報共有を密に図り、円滑なチーム医療につなげる。
		リハビリテーション科	早期リハビリテーションの推進	1)早期離床リハビリテーションについての課題抽出と対策の検討を行う。 2)療養環境についての課題抽出と対策の検討を行う。 3)FIMの周知を図り、FIM実施と評価のすり合わせをリハビリテーション科と行う。
		放射線科	放射線技師との連携強化	1)外来看護師と放射線技師との定例会を実施し、現場での問題を共有し課題解決の取り組みを行う。 2)CT室での造影剤投与に伴う業務分担の検討(静脈穿刺は看護師、プライミング作業は放射線技師)。
3	看護補助者(看護助手)の配置	看護助手の人材育成と協働推進	看護師・看護助手のリリーフ体制の強化として 1)フロア助手会を計画的に実施する 2)フロア助手会に関する看護助手の連携について評価をする。 3)看護助手の夜間の中央配置を実施し評価をする。 4)休日の院内看護助手のリリーフ体制の評価をする。	
			看護助手の人材育成 1)看護助手業務に関するシステムの評価(看護助手業務基準や業務マニュアルなど)をする。 2)看護助手業務に関する指示と記録の規定の明確化と看護職員への教育をする。 3)看護助手研修の実施をする。 4)看護助手ラダー(看護補助者業務実践能力レベル)の作成をする。	
4	多様な勤務形態の導入	業務量の平準化を図る	1)繁忙度やワークライフバランスを考慮した勤務管理。 2)看護業務量に応じて早番・遅番・中番勤務等を活用した看護職員の配置を実施する。	
5	妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	現行の継続(希望により5ヶ月～3歳になるまで入室)	保育士の配置状況を把握し、復帰予定者の子供が常に保育を受けられるよう働きかける。
		夜間保育の実施		復帰者を対象に夜間保育のニーズを把握する。その結果を踏まえ夜間保育の検討を行う。
		夜勤の減免制度	現行の継続(制度に則り配慮する)	1)子育て支援制度取得者を対象とした説明会を開催する。 2)看護師長面接における情報収集と制度の説明を行う。
		休日勤務の制限制度	現行の継続(制度に則り配慮する)	1)子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者へ制度の説明をする。 2)看護師長は子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者の近況把握と状況に応じた支援を行う。
		半日・時間単位休暇制度	現行の継続(制度に則り配慮する)	1)子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者へ制度の説明をする。 2)看護師長は子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者の近況把握と状況に応じた支援を行う。
		所定労働時間の短縮	現行の継続(育児短時間・育児短時間+育児時間・介護休暇や介護時間制度取得者)	1)子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者へ制度の説明をする。 2)看護師長は子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者の近況把握と状況に応じた支援を行う。
		他部署等への配置転換	現行の継続(状況により配慮する)	1)男性・女性共に子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者へ制度の説明をする。 2)看護師長は、子育て支援制度取得者・介護休暇や介護時間制度取得者の近況把握をする。 3)職員の状況に応じた適正な配置をする。
6	夜勤負担の軽減	1 繁忙度・稼働率を考慮した夜勤看護職員数の配置 2 夜勤専従看護職員(会計年度任用職員)の採用	1)急性期入院基本料1の施設基準を遵守しつつ繁忙度により夜勤者数の検討を行う。 2)看護業務量に応じて早番・遅番・中番勤務等を活用した看護職員の配置を実施する。 3)夜勤可能な看護師(正職員・会計年度任用職員)の人員確保を推進する。 4)ホームページや広告での募集の更新、人材派遣会社の活用を行う。	
7	短時間正規雇用の看護職員の活用	該当なし		